

吸収分割に係る事後備置書類
(会社法第 791 条第 1 項第 1 号および会社法施行規則第 189 条に定める書面)

2019 年 4 月 8 日

日本アジアグループ株式会社

2019年4月8日

吸収分割に係る事後備置書類
(会社法第 791 条第 1 項第 1 号および会社法施行規則第 189 条
に定める書面)

東京都千代田区丸の内三丁目 1 番 1 号
日本アジアグループ株式会社
代表取締役会長兼社長 山下 哲 生

当社（以下「分割会社」といいます。）と当社の 100%子会社である JAG フォレスト株式会社（以下「承継会社」といいます。）が 2019 年 2 月 14 日付で吸収分割契約を締結し、2019 年 4 月 1 日を効力発生日として、分割会社とその森林活性化事業（以下「本件事業」といいます。）に関する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下、「本吸収分割」といいます。）を実施いたしました。

本件分割に関する会社法第 791 条第 1 項第 1 号および会社法施行規則第 189 条ならびに会社法第 801 条第 3 項第 2 号に定める事後開示事項は、下記のとおりです。

1. 組織再編が効力を生じた日（会社法施行規則第 189 条第 1 号）

2019 年 4 月 1 日

2. 分割会社における会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過、ならびに第 785 条、第 787 条および第 789 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 2 号）

(1) 反対株主の差止請求手続について（会社法第 784 条の 2）

分割会社においては、本件分割は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易分割であるため、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求手続について（会社法第 785 条）

分割会社においては、本件分割は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易分割であるため、承継会社の株主による株式の買取請求はありません。

(3) 新株予約権買取請求手続について（会社法第 787 条）

分割会社は、新株予約権を発行していないため、会社法第 787 条の規定による手続は行っていません。

(4) 債権者異議手続について（会社法第 789 条）

分割会社は、会社法第 789 条第 2 項および第 3 項の規定に従い、2019 年 2 月 22 日付の官報および電子公告において、債権者に対し本件分割に対する異議申述の公告を行いました。申述期限までに同条第 1 項の規定による異議申述を行った

債権者はいませんでした。

3.承継会社における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過、ならびに第 797 条および第 799 条の規定による手続の経過(会社法施行規則第 189 条第 3 号)

(1) 反対株主の差止請求について(会社法第 796 条の 2)

承継会社においては、本件分割は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易分割であるため、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求手続について(会社法第 797 条)

承継会社においては、本件分割は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易分割であるため、承継会社の株主による株式の買取請求はありません。

(3) 債権者異議手続について(会社法第 789 条)

承継会社は、会社法第 789 条第 2 項および第 3 項の規定に従い、2019 年 2 月 22 日付の官報および日刊工業新聞において、債権者に対し本件分割に対する異議申述の公告を行いました。申述期限までに同条第 1 項の規定による異議申述を行った債権者はいませんでした。

4.本件分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項(会社法施行規則第 189 条第 4 号)

承継会社は、本件分割の効力発生日をもって、本件分割に基づき、分割会社の本件分割対象事業に関する権利義務を承継しました。なお、吸収分割承継会社が、吸収分割会社から承継した資産および負債の概算額はそれぞれ以下のとおりです。

承継資産の額：1,373 百万円承継負債の額：54 百万円

5.会社法第 921 条の変更の登記(吸収分割による変更の登記)をした日(会社法施行規則第 189 条第 5 号)

2019 年 4 月 8 日

6.前各項に掲げるもののほか、吸収分割に関する重要な事項(会社法施行規則第 189 条第 6 号)

承継会社は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき、本件分割契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本件分割を行いました。なお、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき本件分割に反対する旨を通知した承継会社の株主はいませんでした。

以上